仕　様　書　案

1　業務委託名　　サンノゼ市桃太郎像再設置プロジェクト動画制作業務委託

2　実施時期　　契約締結の日～令和9年3月 31 日

3　業務の目的

岡山市とサンノゼ市の姉妹都市提携 70 周年記念事業の一環として、平成 5 年に岡山市から寄贈され、令和 7 年に盗難被害に遭ったサンノゼ市の桃太郎像の再設置に至る経緯や、両市の関係者・市民の思い、支援の輪を記録した動画を作成する。映像を通じて、桃太郎像に込められた両市の友好の歴史やこれまでの交流の歩みを振り返るとともに、市民交流の意義を広く発信し、次世代への継承と今後の姉妹都市交流のさらなる発展につなげるもの。

4　業務の内容

（1）　動画の作業実施計画書の作成

受託者は、本業務の作業実施計画書（動画の全体像、業務計画、スケジュール、実施体制等）を作成すること。なお、作成にあたっては、企画提案書をもとに岡山市国際交流協議会（以下、「委託者」という）との協議を踏まえ作成すること。

（2）　PR 動画の制作・編集

・後述（3）②イ.に示すコンセプトのもと、桃太郎像の再設置に至る経緯や関係者の思い、両市の友好交流の歴史等を紹介する動画を企画・制作すること。

・撮影した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行い、動画の完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

（3）　動画の内容

①概要

・岡山市とサンノゼ市の姉妹都市交流の歴史や、両市の友好の象徴として寄贈された桃太郎像の由来を紹介するとともに、盗難被害の発生から再設置に至るまでの経緯を、関係者へのインタビューや映像等を交えて紹介すること。

・国際交流を経験した子どもたちの提案をきっかけに始まった再設置プロジェクトについて、クラウドファンディング等を通じた市民や関係者の協力、両市の連携など、一連の取組をストーリーとして描くこと。

・本プロジェクトを通じて、姉妹都市交流が育む相互理解や人と人とのつながり、子どもたちの主体的な行動が地域や国境を越えた協力へと発展する可能性を伝え、草の根の国際交流の意義や今後の交流の展望を感じられる内容とすること。

※岡山市とサンノゼ市の交流については、以下岡山市 HP や岡山市国際交流協議会発行の会報誌などでもご確認いただけます。

https://www.city.okayama.jp/shisei/0000069055.html

https://www.city.okayama.jp/shisei/0000012869.html

※クラウドファンディングについては、クラウドファンディングサイト（CAMPFIRE）のプロジェクトページを参照ください。

https://camp-fire.jp/projects/928547/view?utm_campaign=cp_po_share_c_msg_mypage_projects_show

【参考】 動画のイメージ

・KAMOME（岩手県陸前高田市とカリフォルニア州デルノーテ郡クレセントシティ市）

https://thekamomefoundation.org/education/kamome-documentary/

②詳細（テーマ・構成等）

ア. テーマ

国境を越えた友情と、次世代が築く絆

イ. コンセプト

桃太郎像の再設置プロジェクトを軸に、姉妹都市交流の歴史や価値、人々の思いやりが具体的な行動となり、国境を越えた協力へとつながっていく過程をドキュメンタリー調で描くこと。特に、国際交流を経験した子どもたちの主体的な行動に焦点を当てるとともに、再設置に向けて岡山市とサンノゼ市の関係者が相互に連携・協力して取り組んだ過程を描くことで、草の根の国際交流が育む人と人とのつながりや、次世代へと受け継がれる友好関係の意義を伝える内容とすること。

ウ. トーン・ムード

感動的かつ前向きな雰囲気を基調としながら、出来事の展開や登場人物の思いに応じて、緊張感、悲しみ、喜び、感動、希望などの感情の変化を織り交ぜ、映像全体に緩急を持たせること。特に、子どもたちの主体的な行動や、市民・関係者が互いに協力しながら再設置を実現していく過程を、心に響くエモーショナルな表現で描き、国境を越えた友情や未来への希望を感じられる映像とすること。

エ. 構成

以下の構成を参考にし　、効果的な構成・演出・展開について、事業受託者（以下、「受託者」という）が専門的見地から企画・提案し、委託者と協議の上、決定すること。

（ア） イントロダクション

岡山市とサンノゼ市の姉妹都市交流の歴史や、両市の友好の象徴である桃太郎像の由来を紹介する。過去の交流事業の写真・映像等を活用し、両市のつながりや市民交流の様子を伝える。

（イ） 桃太郎像の盗難とプロジェクトの背景

桃太郎像の盗難被害の概要と、被害発生後の状況を紹介する。像が両市の友好の象徴として持つ意味を示し、再設置に向けた取組が始まる背景を描く。

（ウ） 子どもたちの思いと行動

国際交流を経験した中学生が、桃太郎像の再設置に向けて支援を呼びかけるに至った経緯や思いを紹介する。当事者らへのインタビューや交流時の映像等を通じて、国際交流の経験が主体的な行動につながったことを伝える。

（エ） 再設置プロジェクトの進展

子どもたちの呼びかけをきっかけに、クラウドファンディングや募金活動等を通じて支援の輪が広がり、両市の関係者や市民の協力によって再設置に向けた取組が進展する様子を描く。子どもたちの打合せや募金活動、サンノゼ市側との協議、像の製作・再設置に関する映像等を活用し、人々の思いが具体的な成果へとつながる過程を伝える。

（オ） エンディング

桃太郎像が象徴する両市の友好と、今後も続いていく交流への期待を表現する。市民主体の国際

交流が人と人との絆を育み、未来を築くことを伝え、両市の友好関係の継続と次世代への継承を印象づける内容とすること。

（4）動画の要件・規格等

①動画の長さは、10～15分程度とする。ナレーション、字幕の言語について、下記のとおりとし、2パターンの動画を作成すること。ただし、人物インタビューにおける言語が、ナレーション言語と異なる場合には、必要に応じ、日本語または英語の字幕も併記すること。サムネイルを作成すること。

	①	②
ナレーション	日本語	英語
字幕	英語または、必要に応じて日本語	日本語または、必要に応じて英語

②映像にあった効果的な BGM・音響効果を挿入すること。

③関係者へのインタビュー、写真、記録映像等を効果的に活用し、桃太郎像の盗難から再設置に至るまでの経緯や、プロジェクトに関わった子どもたち、市民及び関係者の思い、両市の連携等が伝わる映像とすること。必要に応じて、アニメーション等の映像表現を取り入れ、視聴者の理解を促進すること。

④画面アスペクト比は16：9とし、撮影する映像素材の解像度は4K を目安として制作すること。ただし、委託者から提供する素材については、できるだけ同等の解像度に近づけることとする。

（5）想定される活用シーン

・姉妹都市締結周年記念事業や関連イベント、国際交流に関する式典等での上映

・海外姉妹都市からの訪問団の受入時や、海外で実施する国際会議・交流事業等での上映

・市民向けの国際交流事業や、国際理解・多文化共生に関する講演会、学校等での学習機会における活用

・岡山市とサンノゼ市の姉妹都市交流や、市民主体の国際交流の取組を紹介する広報媒体、ウェブサイト、動画サイト、SNS 等での発信

（6）留意点

・岡山市が公開している情報を素材として使用する場合は、予め委託者の承諾を得ること。

・納品前に仮完成版の試写を行い、試写により変更が生じた場合は、追加・修正を行うこと

・委託者が保有する動画・静止画素材を使用するほか、必要に応じて、新たに撮影した映像を使用すること。委託者が保有している動画・静止画素材については、下記メールへ依頼の上、ダウンロードリンクの提供を受けることを送付します。

国際課 kokusaika@city.okayama.jp

（件名）サンノゼ市桃太郎像再設置プロジェクト動画制作業務委託 動画・静止画素材閲覧希望

（内容） 不要

・被写体となる施設、出演者等への取材・放映許可や機材の手配等、撮影に必要な業務は全て受託者が実施すること。

・動画制作にあたり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

・天災その他の理由による再撮影等は、全て受託者の負担と責任において実施すること。

・成果品に第三者の権利を保有する素材を使用した場合、予定通り公表できるように、受託者は、権利関係者の承認を得ておくこと。この承認を得る場合、追加で費用が発生しないようにすること。

5 業務実施体制

・受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。

・受託者は、業務の遂行を総括する業務責任者を定め、委託者へ業務責任者届を提出すること。

・受託者は、委託者からの電話又はメールによる連絡窓口を設けること。

6 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

・委託業務着手届
・工程表(委託作業表)
・業務責任者届
・下請負通知書(本業務の一部を再委任する場合に限る。)

7 成果品の提出

(1)提出物

・MP4形式の動画データ
・高画質データ(ProRes422HQ 以上)(いわゆる白カンデータ)
・ナレーション及び字幕が挿入されていない高画質データ(ProRes422HQ 以上)(いわゆる白カンデータ)

(2)提出方法

・成果品の電子データは、USB メモリや DVD―R 等、データ量に応じた最適なデータ格納媒体を選択し、正・副(バックアップ)を納品すること。

(3)提出先　岡山市国際交流協議会事務局(岡山市国際課内)

(4)提出期限　令和9年3月31日

8 保証

成果物の引き渡し後、1年以内に受注者の過失による誤りが発見された場合には、受注者は無償で追加・修正を行うこと。

9 知的財産権等

(1) 受託者は、本業務委託範囲内で制作した成果物及び制作物の素材データが著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、本委託業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

(3) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(4) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

10 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

・岡山市契約規則

・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
・その他の関係法令

11 秘密の保持

（1） 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

（2） 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

12 貸与資料等

（1） 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。

（2） 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。

13 その他

（1） 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している担当者を置き、円滑な実施のために定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

（2） 本業務実施に関連して使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。

（3） 成果物に使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

（4） 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。

（5） 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

（6） 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

（7） 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。

（8） この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者と受託者とが協議して決めるものとする。